

## 産業ガス・医療ガスに係わる労働安全衛生法関連の新たな化学物質規制対応

一般社団法人日本産業・医療ガス協会  
技術・保安グループ

2021年以降、労働安全衛生法関連法規の改正に伴い、化学物質規制体系の見直しが適時推進され、事業者による自律的な管理を基軸とする規制へ移行しています。産業ガス・医療ガスに関連する化学品についても広く適用対象となることから、厚生労働省に確認した産業ガス・医療ガスの各種取扱における基本事項を取り纏めましたので、対応状況の確認をお願い致します。

本記載事項は、総論であり、個別案件や詳細は、管轄の労働基準監督署にお問い合わせ頂けます様、お願い致します。

### 記

#### 1. 目的

産業ガス・医療ガス業界において、労働安全衛生法の新たな化学物質規制に対し自主的な化学物質管理を周知、啓蒙を進めるにあたり必要な対応を下記に取りまとめた。

※ 吸引毒性がない化学物質の高圧ガスを前提としています

#### 2. 規制対象物質(例): 順次追加

既存義務対象物		ラベル、SDS通知義務対象物	
		2026年4月から	
アセトン	軽油	アセチレン	窒素(高圧のガスの状態のものに限る)
アンモニア	N,N-ジメチルホルムアミド	アルゴン(高圧のガスの状態のものに限る)	二酸化炭素
一酸化炭素	水酸化ナトリウム	エタン	プロパン
一酸化窒素	灯油	酸素(高圧のガスの状態のものに限る)	ヘリウム(高圧のガスの状態のものに限る)
一酸化二窒素	トルエン	三弗化窒素	メタン
エタノール	二酸化窒素	ジシラン	六フッ化硫黄
エチレン	ブタン	水素	等
エチレンオキシド	フッ化水素		
塩化水素	ヘキサン		
オゾン	ベンゼン		
ガソリン	硫化水素		
キシレン	等		

#### 3. 事業者措置義務がかかる事項(例)

<製造、取扱、使用時等>

- SDSの情報等に基づくリスクアセスメントの実施
- リスクアセスメントに基づく措置の実施・管理
- 化学物質管理者の選任義務
- 保護具着用管理責任者の選任義務
- ばく露濃度を「ばく露限界値」以下とする義務(国がばく露限界値を設定した物質)

- ▶ ばく露濃度をなるべく低くする措置を講じる義務(ばく露限界値未設定の物質)
- ▶ 労働者の安全衛生確保
- ▶ 必要な健康診断の実施

＜譲渡提供時＞

- ▶ ラベル表示・SDS 交付による危険性・有害性情報の伝達義務
- ▶ SDS の記載項目の追加・見直し、定期的な更新義務化

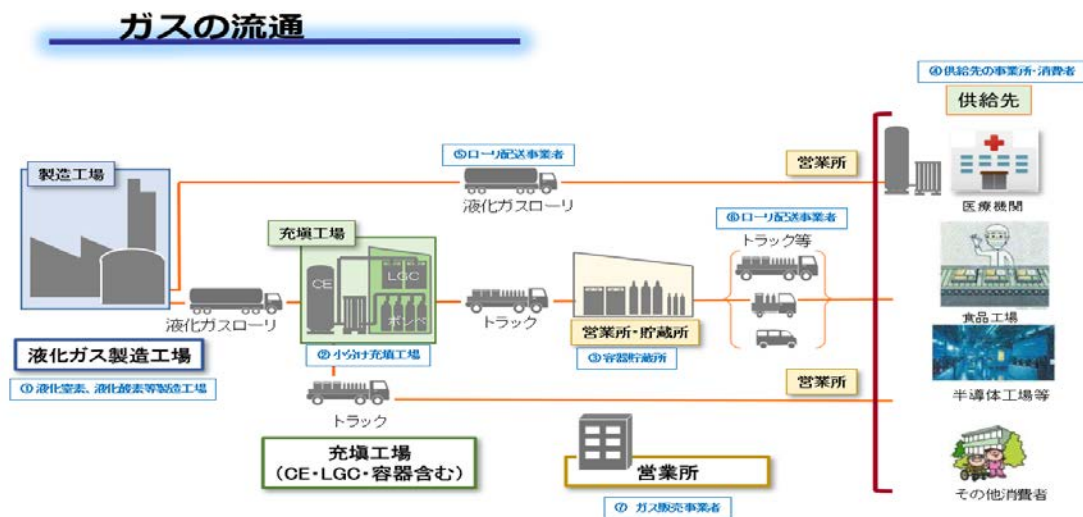
#### 4. 化学物質管理者の選任義務化

事業場が「製造」、「取扱い」または「譲渡提供」に該当する事業場では、化学物質管理者の選任が義務化されます。産業ガス・医療ガスの取扱・流通過程等において管理者の選任の要件に違いがあります。

**製造事業場: 専門的講習の修了者**

**製造事業場以外: 資格要件なし(専門的講習の受講を推奨)**

「産業ガス・医療ガスの流通過程イメージ」



※ 吸引毒性がない化学物質の高圧ガスを前提としています

- ① 液化酸素、液化窒素などを製造する工場

⇒「製造」に該当

- ② その製造された液化ガス等を高圧ガス容器に小分け充填する工場

⇒「取扱い」に該当 小分け充填工場での作業は「取扱い」に該当

ただし、混合ガスの充填は、「製造」に該当

※ 小分け充填工場とは、液化ガス製造工場で製造した液化ガス等をローリ車等で小分け充填工場の CE 等へ運搬し、CE 等から可搬式液化ガス容器(LGC 等) 或いは圧縮ガス容器に小分けします

- ③ 小分けされた製品を販売のために貯蔵する貯蔵所

⇒バルブ操作など一切行わない場合は、「非該当」

ただし、SDS・充填ラベルの作成/管理など実施する場合は、「譲渡提供」に該当する場合がある

- ④ 供給先の事業所・消費者  
 ⇒顧客事業所内で製造し、供給する場合、「非該当」になる場合もある  
 (工程の一部委託/受託の場合非該当になる場合があるが、ASU等は製造になる可能性が高い)  
 敷地外に供給する場合は、「製造」になる  
 案件によるので事業所管轄の労働基準監督署に相談するのがよい
- ⑤ 液化ガスをローリにて輸送し CE 等に移充填を行うローリ配送事業者  
 ⇒ローリ配送は「取扱い」、運送事業者が取り扱い事業所(労働基準監督署届出単位)  
 事業所単位でリスクアセスメントを実施する
- ⑥ ガス販売事業者  
 ⇒貯蔵所を併設する事業所は上記③と同様に、バルブ操作など一切、行わない場合は、「非該当」  
 ただし、SDS・充填ラベルの作成/管理など実施する場合は、「譲渡提供」に該当する場合がある
- ⑦ 容器配送事業者  
 容器配送 ⇒非該当(容器交換等ガス/化学品に接する機会がない場合に限る)  
 容器交換作業 ⇒「取扱い」に該当

<まとめ>

	各事業者	事業場の種類(製造、取扱い、譲渡提供)
①	液体窒素、液体酸素等 製造工場(ASU工場)	製造
②	小分け充填工場	一般ガス単ガス: 取扱い 混合ガス: 製造
③	容器貯蔵所	非該当
④	供給先の事業所・消費者	取扱い
⑤	ローリ配送事業者	取扱い
⑥	ガス販売事業者	非該当(伝票販売)
⑦	容器配送事業者	非該当(バルブ操作しない場合)

5. 化学物質管理者の専門的講習

<リスクアセスメント対象物製造事業場>

科目	範囲	時間
【講義】化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	化学物質の危険性及び有害性 化学物質による健康障害の病理及び症状 化学物質の危険性及び有害性等の表示、文書及び通知	2 時間 30 分
【講義】化学物質の危険性及び有害性等の調査	化学物質の危険性及び有害性等の調査の時期及び方法並びにその結果の記録	3 時間
【講義】化学物質の危険性及び有害性等の調査の結果に基づく措置等その他の必要な記録等	化学物質のばく露の濃度の基準 化学物質の濃度の測定方法 化学物質の危険性及び有害性等の調査の結果に基づく危険又は健康障害を防止するための措置等及び当該措置等の記録 がん原性物質等の製造等業務従事者の記録 保護具の種類、性能、使用方法及び管理 労働者に対する化学物質管理に必要な教育の方法	2 時間
【講義】化学物質を原因とする災害の発生時の対応	災害発生時の措置	30 分
【講義】関係法令	労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)及び労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)中の関係条項	1 時間
【実習】化学物質の危険性及び有害性等の調査及びその結果に基づく措置等	化学物質の危険性及び有害性等の調査及びその結果に基づく労働者の危険又は健康障害を防止するための措置並びに当該調査の結果及び措置の記録 保護具の選択及び使用	3 時間

<リスクアセスメント対象物製造事業場以外>

- リスクアセスメント対象物製造事業場以外の事業場においては、必要な能力を有する者と認められる者から化学物質管理者を選任することされているが、化学物質管理者講習修了者、同等の能力を有すると認められる者、又は化学物質管理者講習に準ずる講習を受講している者から選任することが望ましい
- この化学物質管理者講習に準ずる講習については、以下の表の科目、内容、時間の講義によるものであることが望ましい

科目	範囲	時間
【講義】化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	化学物質の危険性及び有害性 化学物質による健康障害の病理及び症状 化学物質の危険性及び有害性等の表示、文書及び通知	1時間 30分
【講義】化学物質の危険性及び有害性等の調査	化学物質の危険性及び有害性等の調査の時期及び方法並びにその結果の記録	2時間
【講義】化学物質の危険性及び有害性等の調査の結果に基づく措置等その他の必要な記録等	化学物質のばく露の濃度の基準 化学物質の濃度の測定方法 化学物質の危険性及び有害性等の調査の結果に基づく危険又は健康障害を防止するための措置等及び当該措置等の記録 がん原性物質等の製造等業務従事者の記録 保護具の種類、性能、使用方法及び管理 労働者に対する化学物質管理に必要な教育の方法	1時間 30分
【講義】化学物質を原因とする災害の発生時の対応	災害発生時の措置	30分
【講義】関係法令	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）及び労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）中の関係条項	30分

## 6. SDS 等による通知次項の追加

- 「（譲渡提供時に）想定される用途及び当該用途における使用上の注意」が追加
  - ※ SDS の記載に当たっては、想定される用途（推奨用途）での使用において吸入又は皮膚や眼との接触を保護具で防止することを想定した場合に必要とされる保護具の種類を必ず記載して下さい
- SDS の通知事項である、成分の含有量の記載について、従来の 10%刻みでの記載方法を改め、重量パーセントの記載が必須化
  - ※ 製品により、含有量に幅があるものは、濃度範囲の表記も可能です。
- 重量パーセントへの換算方法を明記していれば重量パーセントによる表記を行ったものとみなされます
 

<記載例>

$$\text{重量濃度 (wt.\%)} = \frac{\text{Mn Vn}}{\sum \text{Mn Vn}} \times 100$$

※Mn：各成分の分子量    Vn:各成分の体積（ガス容積）  
 ※各成分の温度・圧力は同一条件とする  
 ※各成分の体積（ガス容積）は合計で100%とする

## 7. SDS の交付/通知方法の柔軟化/拡大

- SDS 情報の通知手段は、譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用できます
- 本改正は、通知方法の柔軟化を行うものなので、従来の方法のままでも問題ありません

### SDSの交付方法の拡大

SDSの交付方法（現行）

- ・文書の交付
- ・相手方が承諾した方法（磁気ディスクの交付、FAX送信など）



事前に相手の承諾を得なくても以下の方法による交付を可能とする

- ・容器に二次元コードを印字しSDSを確認できるようにする方法
- ・商品販売ホームページ等でSDSを閲覧できるようにする方法

以上